

町 田 市

私学助成幼稚園

# 在園児のための 無償化のしおり



これは町田市民の方を対象としたしおりです。

# はじめに

2019年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。今回の幼児教育・保育の無償化については、子ども・子育て支援法の改正に伴い、従来からある、子どものための保育・教育給付以外に、子育てのための施設等利用給付が創設されました。この2つの給付により幼児教育・保育の無償化が行われます。

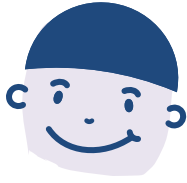
無償というと、保育園や幼稚園の費用すべてが無料になるイメージがありますが、本制度における「無償化」とは、給食費・体操服代等の費用を除いた基本的な利用料のみが0円になる施設や、軽減される金額の上限が設定されている施設など、すべての費用が無料になるものではありません。一般的に使う「無償」とは用語の使用方法が少し異なりますのでご注意ください。

それぞれの給付のために必要な認定として、1号認定、2号認定及び3号認定があります。私学助成の幼稚園に在籍する方については、**保育の必要性（3ページ以降参照）の有無に応じ、認定を受けていただくこととなりますが、それぞれ申請が必要です。**

このしおりは、町田市民で私学助成の幼稚園の在園児を対象としています。

# 1. 無償化の対象について

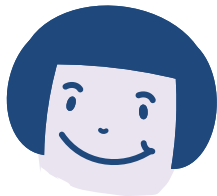
保育を必要としないお子さん  
(教育のみの利用など)



新1号児  
(3～5歳児)

基本保育料を上限として  
25,700円までを給付

保育の必要性のあるお子さん  
(就労・出産・介護・疾病・求職等)



新2・3号児  
(3～5歳児)

## 新2号児

4月1日時点が満3歳以上で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども

基本保育料を上限として25,700円までを給付  
＋一時預かり保育料※を上限として1日当たり  
450円、1月当たり11,300円までを給付

## 新3号児



4月1日時点が満3歳未満で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する住民税非課税世帯の子ども  
(プレスクール等の利用者は対象ではありません。在籍している園児が対象です)

基本保育料を上限として25,700円までを給付  
＋一時預かり保育料※を上限として1日当たり  
450円、1月当たり16,300円までを給付

※一時預かり保育事業を実施していない場合又は一時預かり保育事業が一定の基準を満たしていない場合に限り、その他の認可外保育サービスを対象として給付することができます。

## 2. 申請について

### 認定までの流れ(概要)

 : 保護者が行うもの  
 : 市が行うもの

認定申請  
P. 2～P. 6参照

- 新1号の認定を受けたい方は、認定申請書を記入し在籍する園へ提出してください。
- 新2・3号の認定を受けたい方は、保育を必要とする状況が分かる書類 (P. 4～P. 5参照) などの必要書類を揃えて、各幼稚園に認定申請書を提出してください。
- 申請に必要な書類は町田市ホームページから取得することができます。  
ホームページアドレス  
<http://kosodate-machida.tokyo.jp/>  
町田市ホームページから「幼児教育・保育の無償化」で検索

書類確認

- 申請書類に不足・不明な点がある場合は、市が保護者の方に電話で問い合わせをしたり、追加書類の提出をお願いする場合があります。

認定・認定  
通知書送付

- 給付認定通知書をお送りします。(P. 4参照)

無償化の給付

## 3. 申請方法

認定を希望される場合は、保護者の住民票がある市町村に申請してください。

### (1) 町田市民で新1号認定を申請する方について

「町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(私学助成園教育用)」を在籍している幼稚園に提出してください。

## (2) 町田市民で新2号認定及び新3号認定を申請する方について

「町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書（私学助成園教育用）」及び保育の必要性を確認する書類を在籍している幼稚園に提出してください。

※以前市外に居住していた等の理由により、町田市の市町村民税の情報が無い場合については、P.8のとおり、市町村民税の課税証明書等の書類の提出が必要となる場合があります。

## (3) 保育の必要性の認定（新2号・新3号の認定を受けたい場合）

### ① 保育を必要とする事由と認定期間

保護者が恒常的に下表の保育を必要とする事由（基準）に該当する場合に、認定資格が生じます。保育を必要とする事由及び期間は、市が認定します。

保育を必要とする事由	基準
①就労※	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態であること。
②疾病、 負傷又は 心身障がい	入院、常時病臥、精神性又は感染性の疾病、難病、その他通院かつ自宅安静が必要で保育が困難であること。
③介護又は 看護※	月12日以上、かつ、1日4時間以上の常時観察又は付添看護（介護）又は一部看護（介護）が必要と認められる者の看護（介護）が常態であること。
④災害	災害（火災・風水害・地震等）の復旧に当たっていること。
⑤就学※	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学（通学、又は職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設に通所していること）が常態であること。
⑥出産	出産のため保育が困難であること。 （認定期間は出産予定月及び前後各2か月の計5か月間） ※産休後、育児休業取得希望の場合はP.6参照。
⑦育児休業	P.6参照
⑧求職	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。 （認定期間は3か月まで。P.5参照。）
⑨両親 不存在	父母ともに死亡、行方不明、拘禁中等であり、同居の親族になんらかの要件があつて保育が困難であること。
⑩その他	上記の他、保育が必要と認められる場合

※ 「就労」・「介護又は看護」・「就学」は、上記の日数及び時間のいずれかひとつでも基準を下回ってしまうと、保育を必要とする事由がなくなり、認定が取り消されますのでご注意ください。

## <給付認定通知書について>

給付認定通知書の有効期間は、保育の必要性の事由にもよりますが、新1号認定については小学校就学前までとし、新2号認定については小学校就学前まで、新3号認定については満3歳児に達する日以後の最初の3月31日までを基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、3か月間を基本的な有効期間として取り扱います。

なお、給付認定通知書は、利用する施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

## ②新2号及び新3号認定に必要書類

保育の必要性を確認する書類（父・母の分それぞれ必要です）

保護者の事由		必要な書類	注意事項
就労	会社勤務の方 （採用予定含む）	・就労証明書（町田市書式）	
	自営業	居宅外	収入の無い方は仕事の成果が客観的に分かるもの（写真等）をご用意ください。
		居宅内	
	内職の方	・就労証明書（町田市書式） ・スケジュール表（町田市書式） ・直近の納品書もしくは発注書	
疾病・障がい	・医師の診断書（原本） または、手帳のコピー	手帳のコピーの場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証（要件が看（介）護の場合）などをご提出ください。	
看（介）護	・医師の診断書（原本） または、手帳のコピー ・スケジュール表（町田市書式）		
出産	・母子健康手帳（母の氏名・分娩予定日のページ）のコピー	出産月をはさみ前後2か月（最大5か月）は、「出産」の要件での認定となります。	
育児休業	・育児休業給付金受給資格決定通知書、育児休業給付金受給決定通知書（公務員の方は勤務先の育児休業承認書）のいずれかのコピー ・勤務先の育児休業の取得であることがわかる就業規則のコピー及び会社名のわかるページ又は社判を印刷したもの	認定期間は育児休業取得対象の子が1歳になる年度末まで。ただし、条件により2歳になる年度末まで延長できます。P. 6参照	
求職	なし	求職中で入園した方は3か月間の認定となります。	
就学（予定含む）	・在学証明書 ・時間割等 ・スケジュール表（町田市書式）	就学予定の方は合格通知書及び年間のカリキュラムを提出してください。	

**必要書類早見表**

保護者の事由・世帯の状況		就労証明書	スケジュール表	医師の診断書 または手帳のコピー	在学証明書および時間割等	母子健康手帳のコピー	育児休業給付金 決定通知書 または就業規則のコピー	納品書 または発注書
保護者の事由	会社勤務 (採用予定含む)	○						
	自営 (居宅外)	○						
	自営 (居宅内)	○	○					
	内職	○	○					○
	出産					○		
	疾病・障がい			○				
	看(介)護		○	○				
	求職							
	就学 (予定含む)		○			○		
世帯の状況	妊娠中の方					○		

**ご注意ください！**

※就労証明書の有効期間は、証明日から3か月以内です。内容を訂正する場合は代表者の印が必要です。また、修正液等での訂正は無効です。  
 ※就労証明書は原本のみ受け付けます。実績未記入等、内容に不備がある場合は、再提出の依頼をすることがあります。

**ア) 認定の事由が求職の場合**

求職中の場合は、3か月間の期限付き認定となります。

☆求職中で認定の方は2か月以内に就労を決め、3か月目の15日までに就労証明書を提出してください。提出がない場合は認定の期限切れとなります。

また、就労先が決まった場合、給付認定通知書の保育の事由が変更になりますので、就労を開始する月の前月の15日（土・日、祝日の場合は前開庁日）までに『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』を提出してください。

**就労の基準：日数が月12日以上、かつ、時間が1日4時間以上**

## イ) 認定の事由が出産の場合

出産は、出産（予定）月をはさみ前後2か月の最大で5か月の期間を、出産の事由で認定します。保護者（母）の保育を必要とする事由を「出産」で申請する場合は、出産後の予定を申請書に記入してください。

出産の事由で認定を受け、出産の認定期間後も認定を希望する場合、出産（予定）月の3か月日以降の保護者（母）の、保育を必要とする事由を変更する手続きが必要です。出産（予定）月の2か月目の15日（土、日、祝日の場合は前営業日）までに、『町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届』と、変更後の事由を確認できる書類を、保育・幼稚園課に提出してください。

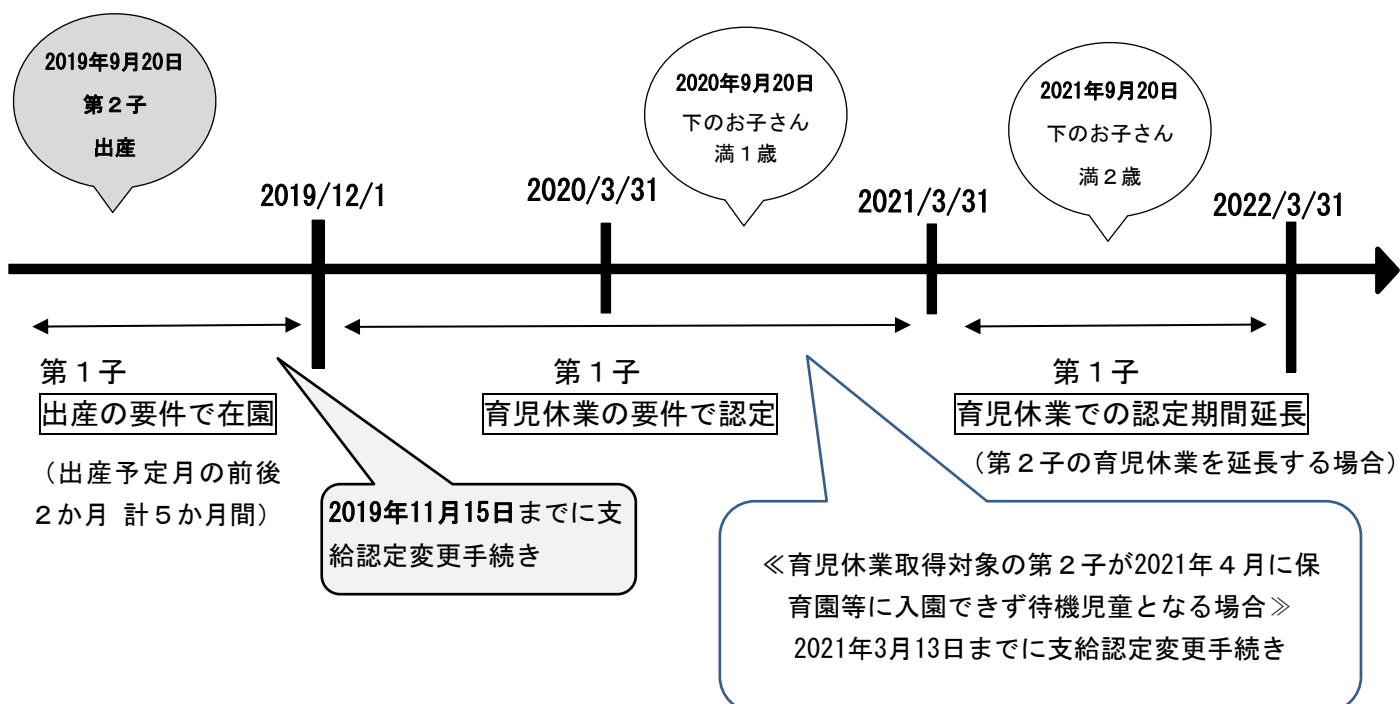
## ウ) 認定の事由が育児休業の場合

育児休業取得者と認められるのは、法令に基づく休業取得者のみです。法令に基づく育児休業を取得する場合は、申請により、次のとおり育児休業取得対象のお子さん以外のお子さんを育児休業として保育の必要性を認定できます

確認のため、育児休業給付金決定に関する通知書のコピー又は、就業規則のコピー（公務員の方は勤務先の育児休業承認書）の提出が必要です。この場合、次のとおり育児休業の認定をすることができます。

	認定期間	認定の要件
ア	育児休業取得対象のお子さんが1歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。
イ	育児休業取得対象のお子さんが2歳になる年度末まで	法令に基づく育児休業を取得し、保育の必要性の事由が「育児休業」で認定されていること。 さらに、育児休業取得対象のお子さんが保育園等に入園できず、待機児童となっていること。

例) 2019年9月20日に第2子を出産して、育児休業取得対象の第2子が2021年4月保育園に入園できず待機児童となる場合の第1子の認定について





## 4. 基本保育料と給食費について

### (1) 保護者補助金について

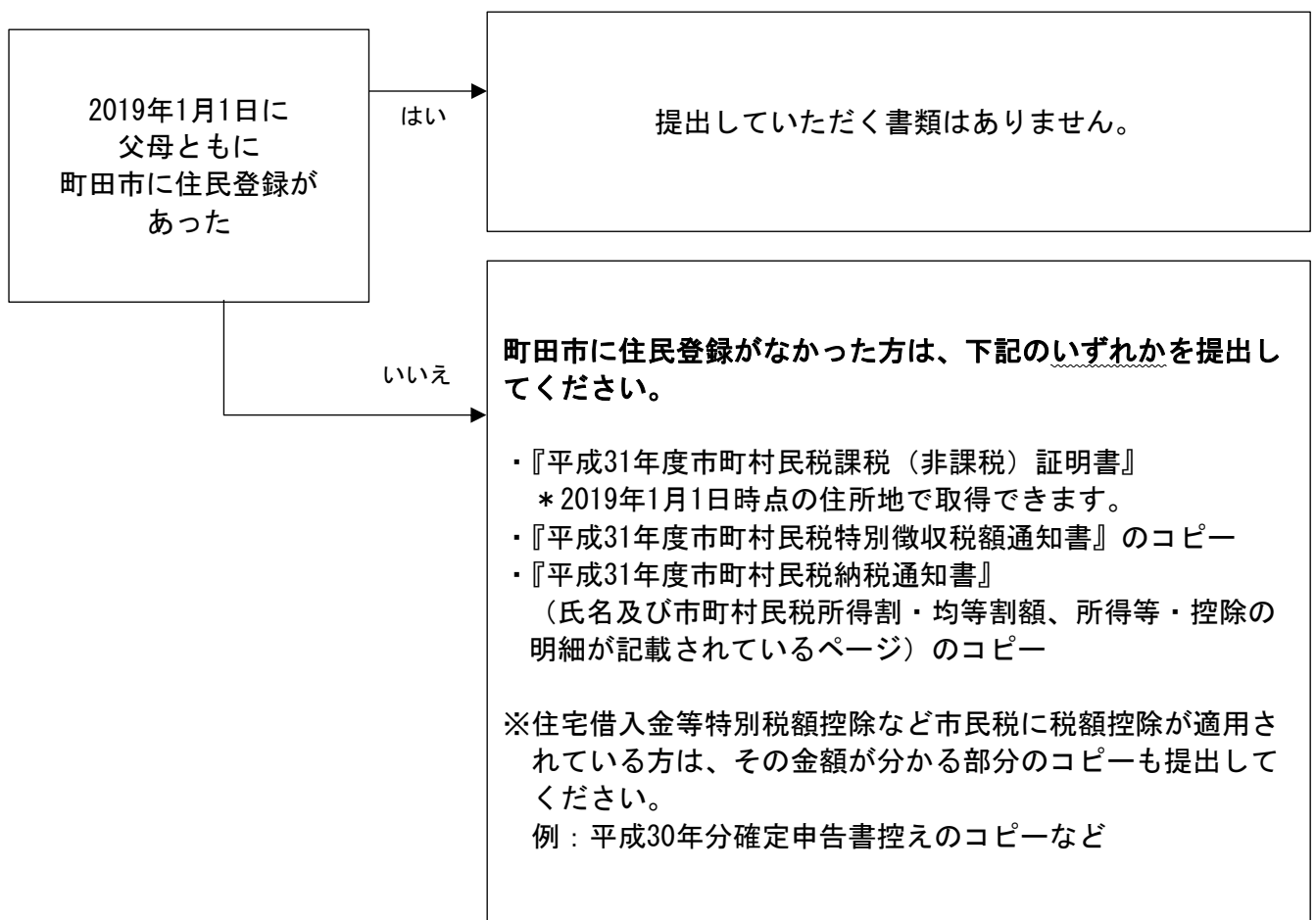
保護者補助金とは、私立幼稚園、認定こども園で教育時間を利用する児童の保護者に対し、保護者が支払う保育料等の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の振興を図ることを目的としたものです。交付方法は代理受領により在籍している園に交付します。保護者補助金の額は、次の表のとおりです。

教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 (幼稚園・認定こども園を利用)			保護者補助金上限額 (月額/円)		
	定 義	きょうだい カウント	1 人目	2 人目	3 人目 以降
9月～3月…当年度分 生活保護世帯を除き、 市町村民税(4月～8月…前年度分) が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税 されている世帯(ひとり親世帯等に 限る。)並びに生活保護世帯	年齢制限なし	6,200	6,200	6,200
	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税 されている世帯(ひとり親世帯等を 除く。)並びに所得割77,101円未 満(ひとり親世帯等に限る。)		3,200	6,200	6,200
	所得割77,101円未満(ひとり親世帯 等を除く。)		1,800	1,800	6,200
	77,101円以上211,201円未満	小学校 3年生 以下	1,800	1,800	5,600
	211,201円以上256,301円未満		1,800	1,800	5,000
	256,301円以上		1,800	1,800	1,800

## (2) 給食費の負担軽減について

2019年10月からの幼児教育・保育の無償化における整理に伴い、給食費については、3歳児クラス以上は施設の類型を問わず、無償化の対象から除外され、在籍している施設等が徴収することとなりました。ただし約年収360万円以下の方等を対象に、給食費負担軽減制度を行います。具体的な手続については、町田市から対象者及び在籍している園に対し、給食費の軽減者の通知を送付します。修正申告等によって軽減対象者に該当しなくなる場合は、対象期間に遡って給食費をお支払いいただく場合があります。反対に、修正申告等によって対象者に該当する場合は、お支払いいただいた給食費をお返すこととなります。

給食費の負担軽減及び保護者補助金を算定するために、保護者の方の市町村民税の情報が必要となります。以前、市外に居住していた方については、課税証明書等の提出が必要になる場合がありますので、以下のフローチャートをご確認ください。

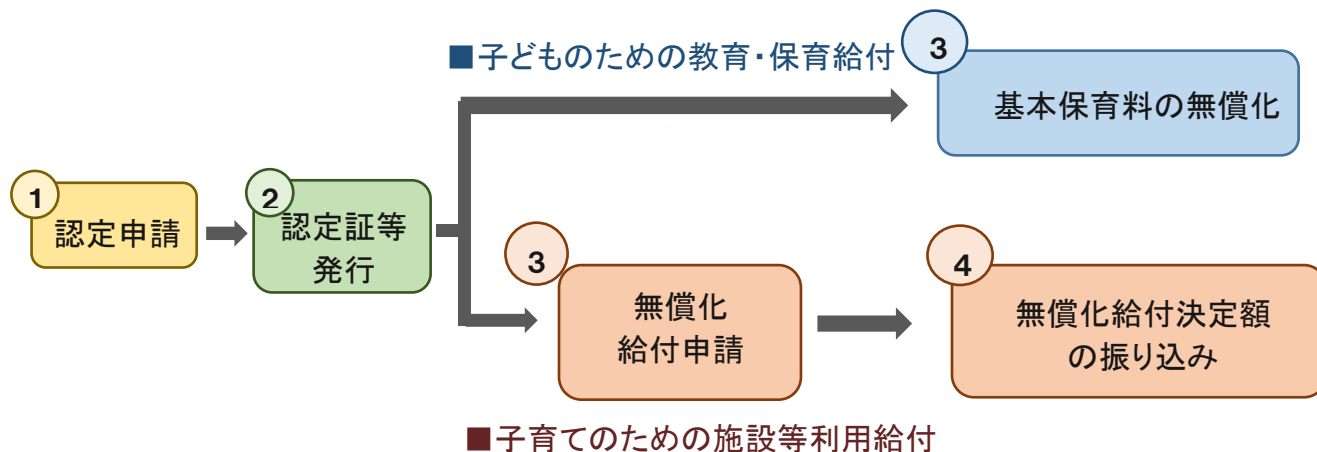


### (3) 税額のわかる書類について

- 保護者の書類が必要です → 保護者（父母）それぞれの方の書類が必要です。
- 祖父母と同居されている方 → 保護者の収入の合計が生活保護基準以下の世帯は、同居の祖父母も含めて主たる生計者として給食費負担軽減対象者及び保護者補助金の額を決定いたします。そのため、同居の祖父母の書類も必要となる場合があります。
- 養育費を受けている方 → ひとり親の方で、子の父又は母から養育費を受けている方は、主たる生計者を決定する際、養育費一年分の金額がわかる書類（通帳のコピー、書留のコピー等）を提出してください。
- 生活保護を受給されている方 → 『生活保護受給証明書』を提出してください。
- 上記のいずれの書類も提出できない方 → 保育・幼稚園課支援係（042-724-2137）までご相談ください。

## 5. 子ども・子育て支援制度の認定区分とは

幼児教育・保育の無償化開始によって、新しい認定区分が創設されました。利用する施設によって必要な認定は異なります。詳しくは、保育・幼稚園課へお問合せください。



### ■子どものための教育・保育給付(現在の認定区分)

これまでどおり

認定区分	認定の条件(※1)	保育時間区分	利用の該当施設
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の子ども	教育標準時間	幼稚園(施設給付園) 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども	保育標準時間/ 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども	保育標準時間/ 保育短時間	保育園・認定こども園 小規模保育園・家庭的 保育者等

(※1) 認定を受ける子どもは、すべての認定区分で小学校就学前の子どもです。

## ■子育てのための施設等利用給付(新設)

new!!

認定区分	認定の条件(※1)	保育時間区分	利用の該当施設
新1号 認定	満3歳以上で、新2号、新3号認定 以外の子ども	時間区分の認定なし	幼稚園(私学助成園)
新2号 認定(※2)	4月1日時点が満3歳以上で(※ 3)、保護者の就労、出産、疾病等 の理由により、保育の必要性の事 由に該当する子ども	時間区分の認定なし	幼稚園・認定こども園 (※4) 認証保育所・認可外保 育施設(※5)
新3号 認定(※2)	4月1日時点が満3歳未満で(※ 3)、保護者の就労、出産、疾病等 の理由により、保育の必要性の事 由に該当する住民税非課税世帯の 子ども	時間区分の認定なし	一時保育・預かり保育・ 病児保育 ファミリー・サポート・セ ンター

(※2)すでに現在の2号、3号認定(3号認定については、非課税世帯に限ります)を受けている場合で施設給付園及び企業主導型保育事業所に在籍していない方は、新2号、新3号の認定は必要ありません。

(※3)新2号、新3号の認定区分は、クラス年齢と同じ区分で、3～5歳児クラスに該当する子どもは新2号認定、0～2歳児クラスに該当する子どもは新3号認定となります。

(※4)幼稚園、認定こども園で、現在の1号認定のまま預かり保育を利用している場合は、新2号・新3号に該当することで、預り保育分の利用料が無償化の対象となります。

(※5)認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設を従業員枠で利用する場合は、認定の必要はありません。

## 6. 主な用語の解説

### 無償化

無償というと、保育園や幼稚園の費用すべてが無料になるイメージがありますが、本制度における「無償化」とは、給食費・体操服代等の費用を除いた基本的な利用料のみが0円になる施設や、軽減される金額の上限が設定されている施設など、すべての費用が無料になるものではありません。一般的に使う「無償」とは用語の使用方法が少し異なりますのでご注意ください。

### 幼稚園

都道府県等による認可を受けている幼稚園をいいます。なお、幼稚園は2種類の制度があります。1つは、子ども・子育て支援制度に移行しておらず、保育料が各園において一律で設定されている園（私学助成園）。もう一つは、2015年度から始まった子ども・子育て支援制度によって、保育料が世帯の市町村民税額に基づいて決定されている園（施設給付園）です。

### 保育料

「保育料」は、給食費や体操服代等の費用や、教育充実費等として園が設定する料金を除いた基本的な利用料のことをいいます。認可保育所・認定こども園・一部の幼稚園では、市町村が各世帯の市町村民税の額に基づいて決定する部分の利用料を指します。

〇〇年度 町田市子ども・子育て支援法に基づく認定申請書(私学助成園教育用)

# 記入例

町田市長 様

子ども・子育て支援法第20条第1項、第23条第1項、第30条の5第1項又は第30条の8第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、必要な場合は、この申請に関する事項について、市が住民基本台帳、課税台帳等により確認を行うこと及び幼稚園等に給食費の負担軽減のために所得に関する情報の提供をすることに同意します。

年 月 日

保 護	住所	町田市				
	続柄	ふりがな氏名	生年月日	連絡先	〇〇年・△△年1月1日時点の住民登録地	
父		まちだ はじめ 町田 一	1990・9・25	090 ( 1111 ) × × × × □日中つながりやすい方	[〇〇年] □町田市 ■その他(〇〇市) [△△年] □町田市 ■その他(〇〇市)	
		まちだ さちこ 町田 幸子	1991・5・11	090 ( 2222 ) × × × × ■日中つながりやすい方	[〇〇年] ■町田市 □その他( ) [△△年] ■町田市 □その他( )	
子	りがな・性別	まちだ じろう (男) 女	まちだ さぶろう (男) 女	男・女		
	名・続柄	町田 次郎 子	町田 三郎 子			
生年月日	〇〇年4月1日現在の年齢	2015・4・22 → 3 歳	2016・5・8 2 歳	. . . 歳		
定開始(変更)希望月	〇〇年 △月		〇〇年 △月		年 月	
同居の兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母等も記入をしてください。申込児童からみた続柄となります。書ききれない場合は欄外の余白をご使用ください。	市役所記入欄)					
ふりがな氏名	生年月日	続柄	就労・通学・通園先	障害者手帳等		
まちだ たろう 町田 太郎	2010・7・21	8 歳 子	〇〇小学校	□有		
まちだ はなこ 町田 花子	2017・6・16	1 歳 子	△△保育園	□有		
まちだ □ □ 町田 □ □	1956・6・3	62 歳 祖父		■有		
まちだ ◇ ◇ 町田 ◇ ◇	1957・7・2	61 歳 祖母		□有		
ひとり親世帯(該当する方のみ)	年 月 日(ごろ)から 離婚・未婚・死別・離婚前提の別居・その他( )					
生活保護の適用	無 ( ) 申請中・有 [ 年 月 日 保護 開始・廃止 ]					
変更の理由(変更申請の方)						

※新2号・新3号の申請の方のみ記入してください

保 育 の 事 由	父	□就労 □出産 □疾病・障がい □介護・看護 □求職 □就学 □育児休業 □その他( )					
	母	□就労 □出産 □疾病・障がい □介護・看護 □求職 □就学 □育児休業 □その他( )					
※新3号の申請の方のみ記入してください		■住民税非課税世帯に該当するため新3号児認定の申請をします。					

3歳児クラス未満の方で、住民税非課税世帯の方は必ずチェックしてください。

預かり保育等の無償化の給付を希望する場合は必ずチェックしてください。

欄	設 名	担 当 者	年 月
園 日	年 月 日	連 絡 先	
町田市民としての)			
り[ 新1号・新2号・新3号 ]認定を申請する子どもについて、入園を内定したことを証明いたします。			

施設名  
設置者

印

# お問合せ

## ●幼稚園・保育園・認定こども園の認定に関すること

〒195-8520 町田市森野 2-2-22 2階 204 窓口

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 支援係

TEL : 042-724-2137 FAX : 050-3161-8635

## ●無償化に伴う給付に関すること

〒195-8520 町田市森野 2-2-22 2階 204 窓口

町田市子ども生活部保育・幼稚園課 管理係

TEL : 042-724-2138 FAX : 050-3161-8635

※幼児教育・保育の無償化に関する今後の法令改正等によって、この冊子に記載されている内容に変更が生じる場合があります。その際は、まちだ子育てサイトにおいてご案内いたしますのでご了承いただきますようお願いいたします。

あそぼう★そだとう★そだてよう

